

西宮市地域福祉人材養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号に定める生活支援体制整備事業に基づき、地域福祉活動を推進するための担い手（以下「地域福祉人材」という。）の養成を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業実施の全部または一部を、適切に事業実施ができると認められる法人に委託して実施できるものとする。（以下「委託事業者」という。）

(事業内容)

第3条 委託事業者は、第1条の目的を達成するため次に掲げる内容を実施するものとする。

- (1) 地域福祉人材養成を目的とした研修の企画・開催
- (2) 前号に定める研修の修了者名簿等の作成・管理
- (3) 研修修了者の地域福祉活動参加および立上げ等支援
- (4) その他市長が必要と認める業務

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号（1）～（2）の全てに該当する者とする。

- (1) 西宮市内に住所を有する者
- (2) 研修修了後、西宮市内において地域福祉活動等に参加することを希望する者

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。